

三木町告示第 145 号

三木町難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 59 号

三木町難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱（平成 25 年三木町要綱第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 5 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

別表を次のように改める。

様式第 1 号を次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補聴器の種類	1 台当たりの基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
ポケット型	44,000	補聴器本体（電池を含む。） （注１） イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円を加算する。 （注２） デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。	原則として5年
耳かけ型	46,400	補聴器本体（電池を含む。） （注１） イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円を加算する。 （注２） ダンパー入りフックとした場合は、基準価格に250円を加算する。 （注３） デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。	
耳あな型（レディメイド）	92,000	補聴器本体（電池を含む。） （注１） イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円を加算する。 （注２） デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。	
耳あな型（オーダーメイド）	144,900	補聴器本体（電池を含む。） （注） デジタル式補聴器で、補聴器の	

		装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。
骨導式ポケット型	74,100	補聴器本体（電池、骨導レシーバー、ヘッドバンドを含む。） （注）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。
骨導式眼鏡型	126,900	補聴器本体（電池を含む。） （注1）平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,800円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。
軟骨伝導補聴器	126,900	補聴器本体（電池を含む。） （注1）イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,500円を加算する。 （注2）デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。

注 災害その他の本人の責任によらない事情により、亡失・毀損した場合で、新たな補聴器を購入することが必要と認められる場合には、耐用年数の経過前であっても、購入する経費に対して助成を行うことが可能であること。

年 月 日

難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書

三木町長 殿

(申 請 者)
居住地
〒 TEL
氏名
児童氏名

下記により、難聴児補聴器購入費用助成金の交付を申請します。
購入費助成金の交付審査のため、私の世帯の住所登録資料、補聴器の購入状況について、他市町村など関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

購入等を希望する 補聴器の種類			
購入等を希望する 業者名	名称 所在地 電話番号		
交付対象児の保護 者名		児童との 続 柄	
身体障害者手帳の 申請の有・無	有・無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
生活状況等	☐ 在宅 ☐ 施設 ☐ 医療機関	最近 5 年間の 補聴器の購入 状況	右（有・無） 年 月 日購入 左（有・無） 年 月 日購入 ☐ 難聴児補聴器購入費用助成金交付 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）に基づく補聴器の支給 ☐ その他
備 考			